

僧統澄觀とその生歿年代について

盧 在 性

「僧統澄觀」と言えば、論題から論争が起こりそうである。なぜなら仏教伝来以来の教団制度などをまとめている贊寧(九三〇〜一〇〇一)の『大宋僧史略』の僧正、僧統、沙門都統、左右街僧録、国師、内道場、賜紫、師号などを始め、

全三巻の中に澄觀の名は無く、『宋高僧伝』巻五「澄觀伝」にも徳宗の勅命に依り般若と与に「華嚴後分」を翻訳し、その疏を著したことや、太子の為に「心要」を説き、中央と地方の高官の帰依を得たことを記すのみで、僧職については全く触れていない。生没年代についても元和中(八〇六〜八二〇)示寂、春秋七十余(『華嚴演義鈔会解記』の引文は七十四とす)と記すに止まる。

しかし、裴休(七八七〜八六〇?)の撰と言われる「妙覺塔記」を始め『隆興編年通論』などは、澄觀の僧職として、潤文大徳、教授和尚、大僧録、僧統(国師統・大統)などを記

し、九宗聖世を経て七帝門師となり、寿は一〇二才と記している。また、阮閱の『詩話総龜』、葛立方の『韻語陽秋』などにも、元和五年(八一〇)の僧統と一〇二才を記し宗密(七八〇〜八四一?)の『華嚴經行願品疏鈔』にも「歴九宗聖世、為七帝門師、賜号清涼国師、如碑広述」と記しているので、僧統就任自体は否定し難い。

但し、僧統就任の時期については、「妙覺塔記」など大方の伝記類は、元和五年とするに対して、『釈氏稽古略』などは、『旧唐書』などを引いて、元和四年(八〇九)五月に僧統に就任したとあるので注目される。

又、『隆興編年通論』巻二五に

(開成)三年三月六日、僧統清涼国師澄觀、将示寂云云

とあるように、大方の伝記類は、彼は入寂時まで二十八、九年も僧統であったかのように記している。ここで、問題となるのは『大宋僧史略』巻中の

唐穆宗元和元年閏正月、以竜興寺僧惟英充翰林待詔兼兩街僧統

云と、『仏祖統紀』卷四二の長慶元年条の

勅旨興寺沙門惟英、充翰林待詔兩街僧統

である。つまり、元和四年あるいは、同五年(八一〇)より開成三年(八三八)まで澄観が僧統であり、穆宗(八三〇)~八二四)の初期には惟英の僧統と重複する。小論は、先学の研究に導かれながら、この矛盾を功德使吐突承瓏と関連づけて考えてみたい。

二

まず、山崎宏「唐代の僧官」は、『大宋僧史略』の「穆宗」の二字を無視して、惟英の僧統就任を元和元年(八〇六)とし、『仏祖統紀』の長慶元年(八二二)は、他に確証ない限りは、『大宋僧史略』により元和元年とすべきであろうとし、澄観の僧統は、一種の尊号の如きものであらうと推定されており、道端良秀氏は、『大宋僧史略』の「穆宗」を「憲宗」の誤りとした上で、元和二年には、端甫が左街僧録に任ぜられていたことから、僧統制は少なくとも中央僧官の場合には、僧録制の前でなければならぬとした上で、澄観の僧統は実務ではなく名誉称号的なものであったらうと推定されている。

澄観研究を大成した鎌田茂雄氏は、山崎氏の研究に踏まえて、澄観が僧統の地位にあったことは注目すべきであると指摘され、「妙覚塔記」、「隆興編年通論」、「仏祖歴代通載」、「仏

僧統澄観とその生歿年代について(慮)

祖統紀』、『法界宗五祖略記』などを広く引用して七帝門師としての澄観の僧職について述べられている。

さて、山崎氏と道端氏が、惟英の僧統就任を元和元年と断定したのは、元和二年の功德使制度の確立を念頭に置いたからであるが、これに対しては異論もある。つまり、中富敏治「唐代の僧統」は、唐代の僧官は権置的なものが多い故に、功德使制と僧統制は必ずしも重複しないこと、元和元年は閏正月がないこと、僧統制は惟英を限りに止めたことから、惟英の僧統就任を元和元年とみるべきではなく、元和十五年(八二〇)あるいは長慶元年(八二二)とみるべきであると論じている。この説は、注目に値する。即ち『釈氏通鑑』卷十などの元和四年の条に「五月、勅有司、別鑄金印、加清涼国師澄観、號僧統国師主教門事」とあるのは、それまでなかった制度を新設したとの意味があり、『大宋僧史略』巻中の、惟英が僧統として宜しからずとこれを罷め、以後、僧録制を用いて僧統制をなくしたとの内容や、元和元年に閏正月がなく、元和十五年に閏正月があることから、前記の『大宋僧史略』は、「穆宗元和十五年閏正月」と読むべきであらう。たまたまこの年は、宦官によって憲宗が弑逆され、その一派によって穆宗が即位という異変が起きた。惟英の僧統も、この政変と関わりがあるかも知れぬ。

三

元和十五年正月二十七日、憲宗が中和殿にて急死するや、ただちに内常侍陳弘志などが澧王と吐突承璀を殺すのであるが、実は憲宗も陳弘志によって弑逆されたのである。それは、吐突承璀が澧王を太子に立てるべく憲宗に迫っていたからである。この政変によって即位したばかりの穆宗は、閏正月八日に詔して僧大通待詔翰林を杖殺している。この僧大通については全く不明であるが、惟英の僧統は僧大通の死とはほぼ同じ時期であつたらう。

今少し遡及すると、吐突承璀は元和四年六月に左軍中尉領功德使の職に就き、僧録などの僧官は、彼の管轄下にあつた。ここで注目すべきは、澄観の僧統就任は吐突承璀の功德使就任と相前後し、吐突承璀の死の直後に僧大通は杖殺され、惟英僧統が登場するのである。つまり、中央の僧統制は、元和期に功德使、僧録制と並行した時代もあつたが、穆宗の初期には、その不条理に気づき、僧録制を用いて僧統制を無くしたのであらう。

四

以上、唐代において中央に現われた両僧統の就任時期を中心に考察してみたが、両僧統の就任は、吐突承璀の功德使と

密接な関係にあることが分つた。つまり澄観の僧統は、吐突承璀の功德使就任とはほぼ同時の元和四年、若しくは同五年頃であり、惟英の僧統就任は吐突承璀の死、すなわち元和末の政変と時を同じくするもので、それを限りに中央の僧統制は無くなったのであらう。これに関連して澄観の元和中示寂説は注目すべきであり、一〇二才まで存命したとしても、少なくとも実質的な僧統は、元和中に退き、入寂時の僧統は単なる名譽称号的なものであつたらう。

- 1 阮閱『詩話総龜』卷四十五は、葛勝仲（一〇七七—一一四四）の『丹陽集』を引いて四澄観を説いているが、現存の『丹陽集』には見当たらず。但し、葛立方の『韻語陽秋』に同じ内容がある。ちなみに、『詩話総龜』の成立は、宣和癸卯（一一二三）とあるので、『隆興編年通論』より四十年余も先行するので注目したい。
- 2 山崎宏『支那中世仏教の展開』（昭和十七年、清水書店）六二八—三二頁
- 3 道端良秀『中国仏教史全集』（昭和二十年、書苑）第二卷、一三五—六頁
- 4 鎌田茂雄『中国華嚴思想史の研究』（一九七八年、東京大学出版会）二二—七頁、一六七頁
- 5 『大谷学報』第四十卷第三号（昭和三五年）七〇—五頁
- 6 新、旧唐書の穆宗本紀及び『吐突承璀伝』、『資治通鑑』卷二四一
- 7 但し、吐突承璀の左軍中尉は間も無く罷め元和五年九月・再任命するも、諫官の反対で果たさず、内官程文幹を左軍中尉とし、吐突承璀は元和九年正月、左軍中尉に復歸した。従つて、彼の功德使も曲折があつたらう。なお、功德使については、塚本善隆『唐中期以来の長安の功德使』（『東方学報』京都第四冊、昭和九年）に詳しい。

△キーワード▽ 僧統、澄観、僧録、功德使、吐突承璀
（大正大学大学院）